

2020年3月25日

松本ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガスならびに電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的にガスならびに電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、料金の支払期日を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、当社は、生活に影響を受けられているお客さまからお申し出を受けた場合に、下記のとおり、ガスならびに電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

記

1. 特別処置の対象

当社とガスまたは電気の契約をしており、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、緊急小口資金・総合支援資金^{※1}の貸付を受けているお客さまを対象といたします。

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。

2. 特別措置の内容

2020年3^{※2}・4・5月分のガス料金（都市ガス・コミュニティガス(旧簡易ガス)・プロパンガス）ならびに電気料金の支払期日^{※3}を、原則として1ヶ月間延長いたします。

※2 支払義務発生日が3月25日以降となるものに限りです。

※3 ガス料金ならびに電気料金の検針日(支払義務発生日)の翌日から30日目といたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

○都市ガスについて：総務部 総務課

○コミュニティガス・プロパンガス・電気について：営業部 プロパン課

〒390-8711 長野県松本市渚2-7-9

TEL 0263 (25) 6060

受付時間：9時～17時（土日・祝日を除く）

以 上